

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

銀行業としての公共性に鑑み、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、ステークホルダーへの適切な配分を行うという基本方針のもと、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、お客さまへのサービス向上のための設備投資を行うとともに、経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金5円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,450,248,866円となります。

また、中間配当金として5円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき11円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 8,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 8,000,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役熊谷俊行、丸 次男、大島浩司、君塚一郎及び秋山勝貞の5氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
1	クマ ガイ トシ ユキ 熊 谷 俊 行 (昭和32年11月25日生) 再任	昭和56年 5月 当行入行 平成21年 6月 同取締役経営企画部長 平成24年 6月 同常務取締役経営企画部長 平成26年 6月 同専務取締役 平成28年 6月 同取締役頭取（現任） 業務全般統轄	70,000株
[取締役候補者とした理由]			
	浦安支店長、経営企画部長等を歴任したほか、平成21年6月より取締役を、平成28年6月からは取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。		
2	オオ シマ ヒロ シ 大 島 浩 司 (昭和35年1月22日生) 再任	昭和57年 5月 当行入行 平成23年 6月 同取締役東京支店長 平成26年 6月 同常務取締役営業企画部長 平成26年10月 同常務取締役資金証券部長 平成28年 6月 同常務取締役常務執行役員（現任） 資金証券部、国際部、総務部担当	31,000株
[取締役候補者とした理由]			
	野田支店長、実糸支店長等を歴任したほか、平成23年6月より取締役を務め、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
3	君塚一郎 (昭和36年2月24日生) キミヅカイチロウ 再任	昭和58年 5月 当行入行 平成23年 6月 同人事部長 平成25年 6月 同取締役人事部長 平成28年 6月 同取締役常務執行役員（現任） 経営企画部、東京事務所、人事部、 秘書室担当	15,000株
[取締役候補者とした理由]			
江戸川台支店長、人事部長等を歴任したほか、平成25年6月より取締役を務め、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。			
4	逆井哲也 (昭和33年10月29日生) サカサイテツヤ 新任	昭和57年 5月 当行入行 平成22年 6月 同営業渉外部長 平成24年12月 同成田支店長 平成25年 6月 同取締役成田支店長 平成26年 6月 同取締役東京支店長 平成27年 7月 同取締役東京支店長兼東陽町法人 営業所長 平成28年 6月 同常務執行役員（現任）	39,000株
[取締役候補者とした理由]			
営業渉外部長、成田支店長、常務執行役員等を歴任して培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
5	ヤマカツサダ 秋山勝貞 <small>(昭和25年11月28日生)</small> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 再任 社外 </div> </div>	昭和49年 4月 日本銀行入行 昭和56年 7月 同秘書室 昭和58年 7月 同ロンドン駐在参事付 平成 4年 5月 同企画局政策広報課長 平成 6年10月 同企画局調整課長 平成 9年 7月 同下関支店長 平成10年 9月 同考查局考查役 平成12年 5月 同発券局長 平成15年 5月 同政策委員会室長 平成17年 9月 一般社団法人第二地方銀行協会 常務理事 平成27年 6月 当行社外取締役（現任） 平成27年 6月 株式会社サンテック社外監査役（現任） 平成27年 7月 明治安田生命保険相互会社顧問（現任） <small>（重要な兼職の状況）</small> 株式会社サンテック社外監査役 明治安田生命保険相互会社顧問	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由] 日本銀行の発券局長、政策委員会室長等の職務を通じて培ってきた金融全般における豊富な知識・経験を有しており、引き続き当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p> <p>[独立性について] 同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 秋山勝貞氏は社外取締役候補者であります。
 なお当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 3. 社外取締役候補者の責任限定契約について
 秋山勝貞氏が選任された場合、当行は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

〈ご参考〉社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役又は社外監査役は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）。
4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。
5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）。（1）上記1から4までに該当する者。（2）当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。

（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。

（注4）総議決権の10%以上を所有する株主。

（注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。

（注6）二親等内の親族。